

## 新型コロナウイルスに関する特別融資および 条件変更手数料免除の取扱期間延長について

島根銀行（頭取 鈴木 良夫）は、新型コロナウイルスによる影響を受けられた事業者の方を支援するために、特別融資および条件変更手数料免除の取扱期間を下記のとおり再度延長いたしますのでお知らせします。

今後も新型コロナウイルスによって影響を受けられた事業者の方に対し、金融面・事業面の両面において、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

### 記

#### 1. 特別融資の取扱期間延長について

##### 【取扱期間】

変更前	変更後
2020年3月6日（金）から <u>2020年12月30日（水）</u> まで	2020年3月6日（金）から <u>2021年3月31日（水）</u> まで

##### 【特別融資の内容】

対象者	新型コロナウイルスにより、直接的・間接的に影響を受けられた事業者の方（法人・個人事業主）
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1事業者につき5,000万円まで（うち、運転資金は3,000万円以内）
融資期間	運転資金：5年以内（据置1年含む） 設備資金：10年以内（据置1年含む）
返済方法	分割返済又は一括返済
融資利率	当行所定の利率から0.125%ディスカウントする

※審査の結果、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

#### 2. 条件変更手数料の免除について

##### 【取扱期間】

変更前	変更後
2020年3月12日（木）から <u>2020年12月30日（水）</u> まで	2020年3月12日（木）から <u>2021年3月31日（水）</u> まで

##### 【条件変更手数料免除の内容】

新型コロナウイルスの影響により融資条件の変更が必要となった事業者の方につきまして、手形貸付および証書貸付の条件変更時に頂いております条件変更手数料を免除いたします。

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
島根銀行 営業推進グループ  
担当：藤本 TEL(0852) 24 - 1240